

[原子力災害対策編]

第2章

原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原災法又は関係法律に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

第1 安全確保の責務

- (1) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。
- (2) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺環境放射線監視及び放射線防護等、原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。
- (3) 原子力事業者は、事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図る等、救出救助及び消火体制の充実に努める。

第2 原子力事業者防災業務計画の作成等及び防災要員の現況等の届出

- (1) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を原子力事業所ごとに作成し、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (2) 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとする場合は、作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び所在市町に協議する。
- (3) 府は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受領し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (4) 原子力事業者は、原災法第8条第4項、第9条第5項及び第6項、第11条第3項及び第4項の規定に基づき、その原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について関係機関に届け出る。

[届出内容]

- ・原子力防災要員現況届出書
 - ・原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
 - ・放射線測定設備現況届出書
 - ・原子力防災資機材現況届出書
- (5) 府は、原子力事業者から上記(4)の届出があった場合、関係周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。

第3 施設の災害事前対策

- (1) 原子力事業者は、施設の耐震・不燃化対策を推進し、安全を確保する。
- (2) 原子力事業者は、放射線による被ばくの予防対策を推進する。
- (3) 原子力事業者は、自己の原子力事業所の環境放射線の測定を行い、常に放射線レベルを把握するとともに、その結果を公表する。
- (4) 原子力事業者は、原子力防災組織及び原子力防災要員の充実改善を図る。

第4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

原子力事業者は、自己の原子力事業所内に放射線測定設備を整備する。

また、放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測器等の原子力防災資機材を整備する。

第5 救急救助用資機材の整備

原子力事業者は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の応急措置及び除染の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る等、救出救助体制の整備に努める。

また、原子力災害時には、原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから、指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省、救助・救急関係省庁〔警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送、受入れ、救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

第6 緊急時活動レベル（EAL）の設定

原子力事業者は、原子力災害対策指針に定められたEALの枠組みに基づき、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出る。

第3節 府の災害事前対策

第1 オフサイトセンターの管理運営

- 1 府は、原災法第12条に定める緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）として、熊取オフサイトセンター及び東大阪オフサイトセンターを整備し、適切な管理運営を図る。
- 2 府は、オフサイトセンターを地域における原子力防災拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。
- 3 府は国と連携して、オフサイトセンターの施設、設備、備付けの防護資機材及び資料等について適切に維持・管理を行うものとする。

第2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- 1 府は、地域防災計画（原子力防災対策編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、府民に対する原子力防災に関する情報伝達、災害時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- 2 府は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係組織との連携等の緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第3 立入検査と報告の徴収

- 1 府は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることを確認する。
- 2 立入検査を実施する府の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第4 府の組織体制の整備

- 1 大阪府防災・危機管理指令部
府は、府が設置する環境放射線モニタリング設備（以下「府モニタリング設備」という。）での放射線量が別に定める異常値を示したときにおいて、原子力災害対策にかかる情報収集・対策推進組織として、災害対策活動を総合的かつ計画的に実施する。

〔組織〕

指令部長 危機管理監
指令部副部長 危機管理室長

指令部員 報道監、防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、
戦略事業室事業推進課長、医療対策課長

なお、必要に応じ指令部員を追加する。

2 大阪府防災・危機管理警戒本部

大阪府防災・危機管理警戒本部は、原子力施設立地市町で震度5弱又は震度5強を観測したとき、原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置する放射線測定設備（以下「事業者放射線測定設備」という。）、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、緊急事態応急対策を実施するために設置する。

[組織]

本部長 知事

副本部長 副知事（当該事象所管部局担当）、危機管理監

本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、健康医療部長

なお、必要に応じ、構成員を増減する。

3 大阪府災害対策本部

大阪府災害対策本部は、原子力施設立地市町で震度6弱以上を観測したとき、原災法第10条第1項前段の規定により原子力事業者が通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）の通報を受信したとき、内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき、府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を検出したとき、その他知事が必要と認めたときにおいて、災害事前対策及び緊急事態応急対策を実施するために設置する。

[組織]

本部長 知事

副本部長 副知事（3名）、危機管理監

本部員 政策企画部長、報道監、危機管理室長、総務部長、財務部長、
府民文化部長、IR推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、
環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、
教育長、警察本部副本部長

4 大阪府原子力災害現地対策本部

全面緊急事態が発生した場合において、国、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者等と連携して、現地において緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施するために、オフサイトセンター内に設置する。

[組織]

本部長 副知事

副本部長 危機管理室長

本部員 危機管理監、報道監、健康医療部長が指名する者

なお、必要に応じて出先機関の長等を追加する。

第5 現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態が発生した場合に、国が現地での連絡調整のため、オフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合は、大阪府災害対策本部長が指名する者が当該会議に参画する。

第6 原子力災害合同対策協議会

全面緊急事態が発生したときは、府災害対策本部長（知事）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、オフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会には、府原子力災害現地対策本部長をはじめ、あらかじめ、指定された防災関係機関の代表者が参画する。

第7 府の動員体制の整備

府は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

1 非常1号配備

府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示したとき

2 非常2号配備

原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき、事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示したとき、原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

3 非常3号配備

原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき、又は府モニタリング設備での放射線量が別に定める異常値を示す等必要により知事が当該配備を指令するとき

第4節 情報の収集・連絡・分析体制等の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

府、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者は、国と連携を図り、周辺住民との危険回避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

府は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

府は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第5節 環境放射線モニタリング体制等の整備

府、関係市町及び原子力事業者は、国と連携して、平常時及び緊急時における原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線に関する状況を把握するため、環境放射線モニタリング体制を整備する。

第1 環境放射線モニタリング設備・機器の整備・維持

府及び原子力事業者は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション・ポスト、積算線量計等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

第2 平常時における環境放射線モニタリング体制の整備

府及び原子力事業者は、平常時より放射性物質及び放射線に関する測定設備を適切に配置、整備し、監視体制の充実に努めるとともに、相互の情報交換や連携に努める。

1 府

原子力事業所周辺の放射線量等（空間線量率、積算線量、大気浮遊じん中全アルファ・ベータ放射能濃度、気象要素等）を常時連続して測定するため、府モニタリング設備としてモニタリングステーション・ポスト、モニタリング機器、環境放射線監視システム等を整備・維持するとともに、大阪府環境放射線評価会議の指導・助言に基づき環境放射線監

視計画を策定する等、異常事象発生時の初動体制を確保するための監視体制を整備する。

また、平常時における環境放射線モニタリング結果について、同会議の指導・助言を踏まえて取りまとめ、公表するものとする。

2 原子力事業者

緊急事態区分に該当する事象の発生の通報及び放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを確実にを行うため、自己の原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに、排気及び排水等に含まれる放射性物質の分析体制を整備し、測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行う等、適切な監視体制を確保する。

第3 緊急時モニタリング体制の確立

緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会の統括の下、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、府、関係市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成する緊急時モニタリングセンターが設置される。

- 1 府は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング体制を整備する。
- 2 府は、モニタリング要員の確保やその役割、手順、関係機関との協力体制等を定めた「大阪府緊急時モニタリング計画及び大阪府緊急時モニタリング実施要領」（以下「緊急時モニタリング計画等」という。）を策定する。
- 3 府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを実施するために、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング機器、携帯電話等の連絡手段等を整備する。
- 4 府は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために、専門的知識を有する者の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

第4 モニタリング情報共有システム

府は、国、指定公共機関及び原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング及び府モニタリング設備において測定したデータを共有するためのネットワークの整備を図ることとする。また、府は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）の特性を事前に整理しておく。

第6節 原子力災害医療体制等の整備

原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、原子力災害医療体制及び、関係市町が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。

第1 原子力災害医療体制の整備

- 1 府は、原子力災害医療の実施に必要な体制を確立するため、原子力災害医療機関として「原子力災害医療協力機関」の登録及び「原子力災害拠点病院」の指定を行う。また、国が指定する高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター等との連携を図れるよう努める。
- 2 府は、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、原子力災害医療情報の収集・提供、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の搬送方法等を国、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関と連携して迅速かつ円滑に活動できるよう努める。
- 3 府及び原子力災害医療機関は、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る医療情報システムの整備に努める。
- 4 原子力災害医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材及び組織体制の整備を図る。
- 5 府は、原子力災害医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、原子力災害医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努める。
- 6 原子力規制委員会、府及び関係市町は、文部科学省及び厚生労働省と協力して、外来診療及び入院診療に対応する原子力災害医療機関及び一般病院並びにそれらのネットワークについて、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、構築するように努める。
- 7 府及び関係市町は、国の支援を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニタ等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定及び測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。
- 8 府、関係市町、原子力事業者及び原子力災害医療機関は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが実施する研修等に職（所）員を積極的に参加させる等人材育成に努める。また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関の医師及び看護師等に対する研修を実施する。

第2 資機材の整備

府及び関係市町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び大阪府医師会等と協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材の整備に努める。

また、国の判断を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、避難経路近傍等における備

蓄及び緊急時の配布手段の準備等の必要な措置を講じる。

第3 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

府は、原子力災害による緊急時の医療体制の確保を図るため、原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについて、国との協議の上、あらかじめ定めておく。

第7節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

第1 放射線防護資機材の整備

府は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第2 情報交換の実施

府は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、放射線防護資機材について、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第8節 原子力防災に関する知識の普及と啓発

第1 住民等に対する知識の普及と啓発

府は、国、関係市町及び原子力事業者等と協力して、住民に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために次に掲げる事項について、普及・啓発活動を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に府や関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内退避、避難及び一時移転に関すること
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全確保措置を講ずべきことにも留意する。
- 7 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 8 避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法に関すること
教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

第2 防災業務関係者の人材育成

府は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係市町その他防災関係機関及び原子力事業者と連携して、次に掲げる事項について原子力防災業務関係者に対する教育、研修を必要に応じ実施する。更に、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性等、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、関係機関間の連携の強化を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象観測に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に府や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第9節 防災対策資料の整備

府は、関係市町と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、府防災センター、オフサイトセンター等に備え付ける。

＜整備を行うべき資料の例＞

- (1) 原子力施設（事業所）に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 種々の縮尺の周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者等の概要に関する資料）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療機関に関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - キ オフサイトセンターへの飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（過去5年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去数年間の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 原子力防災資機材等に関する資料
 - ア 原子力防災資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表
- (6) 屋内退避及び避難等に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第10節 原子力施設上空の飛行規制

大阪航空局は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、原子力施設上空の飛行に関し、次の措置を行う。

- 1 原子力事業所付近の上空の飛行はできる限り避けさせる。
- 2 原子力事業所上空に係る航空法第81条ただし書き（最低安全高度以下の高度での飛行）の許可は行わない。

第11節 災害復旧への備え

府、関係市町及び原子力事業者は、災害復旧に資するため、国と連携して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第12節 放射性同位元素等に係る原子力災害事前対策

原子力事業者以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者は、本計画に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

